

## 業績概要(事業の概況)

### 2022年度の業績について

2022年度は、アフターコロナ、DX・脱炭素社会への対応、ウクライナ情勢などの激変する社会に対し「変化はチャンス」と捉え、また、「当金庫のパーパス」を「役職員とおお客様の満足『何をすれば喜んでいただけるか』」を追求し、地域の持続的発展に寄与する」と定め、その実践を目指しました。

具体的には、アフターコロナを見据え、事業所の資金繰りや本業支援・経営改善支援、また、個人の生活設計支援や「間口拡大、メイン化」推進に努めたことにより、預金・貸出金ともに順調な増加が図れ、前期を上回る当期純利益11億23百万円を確保することができました。

### 但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を拡げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



### サービス網について

2023年2月21日(火)に「マルアイ広畑出張所」(マルアイ様店舗移転に伴い新設)、3月23日(木)に「マックスバリュ宮西出張所」を開設しました。

2023年6月末現在で、34店舗71出張所のサービス網となっています。



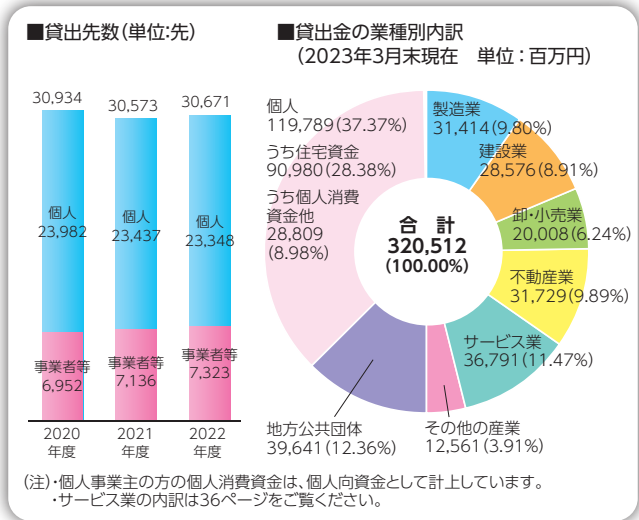
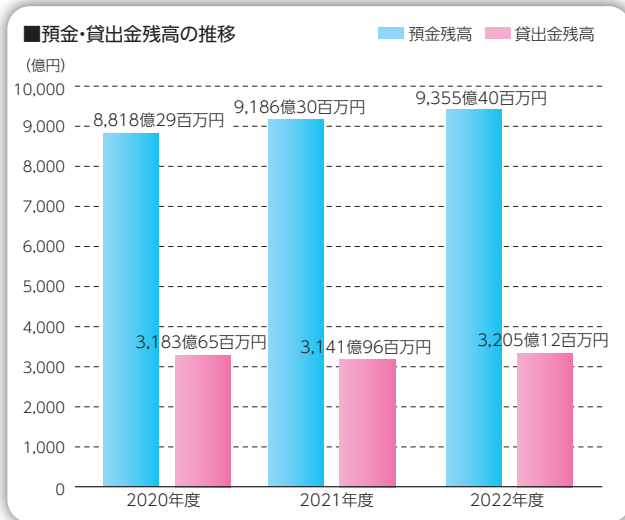
マルアイ広畑出張所  
〈営業時間〉  
平 日:8:00~21:00  
土・日・祝日:8:00~21:00



マックスバリュ宮西出張所  
〈営業時間〉  
平 日:8:00~22:00  
土・日・祝日:8:00~22:00



## 預金・貸出金について



### 【預金について】

預金については、長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、個人を取り巻く社会環境や日常生活が大きく変化し、デジタル化の広がりと共にキャッシュレス化が進展しました。そのような中、電話セールスを併用した「よろず相談所」の実践と「間口拡大メイン化」の推進に努めました。

その結果、期末残高は、9,355億円(前期比169億円、1.84%増)となり、科目別では普通預金が239億円、人格別では個人預金が197億円それぞれ増加しました。

### 【貸出金について】

コロナ禍にウクライナ戦争が重なり、原油・原材料価格の高騰や円安に伴う物価高騰等の影響を受けられたお取引先に対し、資金繰り支援や本業支援・経営改善支援、生活設計支援を最優先に取り組みました。

その結果、貸出金の期末残高は3,205億円(前期比63億円、2.01%増)となり、事業性融資が26億円、個人向け融資が9億円、地元地公体向け融資が26億円それぞれ増加しました。

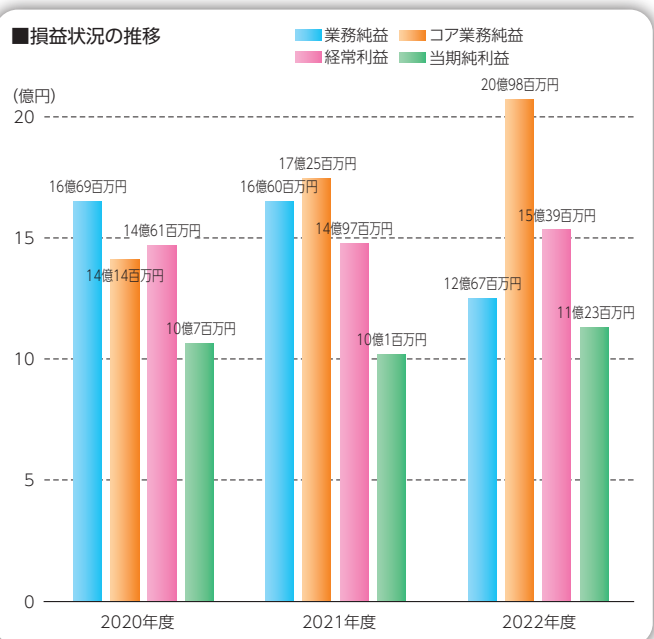
## 損益について

■ 損益については、利回り低下による貸出金利息収入の減少を仕組み預金預入による預け金利息収入の増加でカバーし、資金利益は84億2百万円(前期比1億26百万円、1.53%増)となりました。**業務純益**は、欧米の金利引き上げによる債券の評価損拡大に対し、利回りの低い国債の処理を進め、経費の減少を上回る売却損を計上したことから12億67百万円(同▲3億93百万円、▲23.66%減)となり、**実質業務純益**は一般貸倒引当金が戻り入れとなったことから同額となりました。

また、国債等債券損益を控除した**コア業務純益**は、20億98百万円(同3億72百万円、21.61%増)、**コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**は、20億94百万円(同5億35百万円、34.29%増)となりました。

■ **経常利益**は、株式売却益の計上と貸倒引当金が戻り入れとなったことから15億39百万円(同41百万円、2.79%増)を確保することができました。

■ **当期純利益**は、昨年を上回る11億23百万円(同1億21百万円、12.17%増)を計上しました。



### ワンポイントメモ

- ・ **業務純益**：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・ **実質業務純益**：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額。実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
- ・ **コア業務純益**：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・ **コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**：コア業務純益から投資信託解約損益(有価証券利息配当金に含まれるもの)を差し引いたものです。
- ・ **経常利益**：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・ **当期純利益**：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

## 自己資本比率について

### 〈国内基準向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2023年3月期の自己資本比率

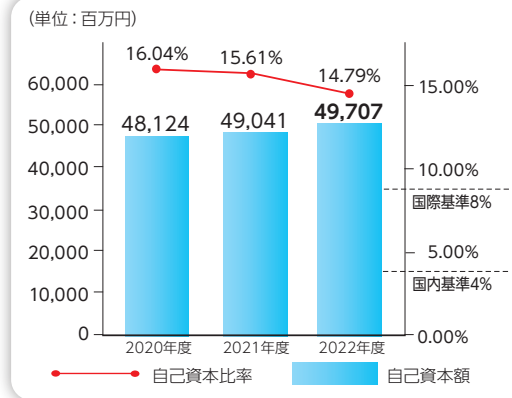
$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額50,360百万円 - コア資本に係る調整項目の額652百万円)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額319,832百万円 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額 ÷ 8% 16,174百万円}} \times 100 = 14.79\%$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2022年度は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による原油・資源価格の高騰等に対し、お取引先の資金繰り支援や本業支援に注力するとともに、急激な金利上昇により、有価証券運用を一時的に停止し、信金中金定期預金による収益確保に努めました。

その結果、2022年度の自己資本比率は、リスクアセットの増加率が自己資本の増加率を上回り、前期比0.82ポイント低下の14.79%となりましたが、依然として国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元皆様の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。



## 信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況

[信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体・連結】]

(単位: 百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	977	977	587	389	100.00	100.00
	2022年度	1,065	1,065	687	378	100.00	100.00
危険債権	2021年度	4,749	4,525	2,839	1,686	95.30	88.30
	2022年度	4,888	4,675	3,090	1,585	95.64	88.15
要管理債権	2021年度	329	160	160	0	48.85	0.45
	2022年度	410	253	249	3	61.68	2.34
三月以上延滞債権	2021年度	11	6	6	0	58.06	0.55
	2022年度	88	64	63	0	72.54	3.24
貸出条件緩和債権	2021年度	317	153	153	0	48.50	0.45
	2022年度	322	189	186	2	58.70	2.18
小計(A)	2021年度	6,055	5,663	3,587	2,076	93.53	84.13
	2022年度	6,365	5,994	4,027	1,967	94.18	84.15
正常債権(B)	2021年度	308,913					
	2022年度	315,051					
総与信残高(A)+(B)	2021年度	314,969					
	2022年度	321,416					

不良債権比率 (A)/((A)+(B))×100	2021年度	1.92%
	2022年度	1.98%

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含んでいます。  
 ※不良債権比率は単位未満を四捨五入して表記しています。  
 ※上記開示計数は、単体・連結とも同一です。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

### ■信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率と残高推移

